

法 務 マ ス タ ー 研 修

研修の目的とねらい

熟練度・経験度目安

★★★★☆

地方分権に対応した施策を実現する法務事務リーダーに必要な基礎知識を学ぶ。

- 自治体職員に求められる法務能力を基礎から身につけます。
- 多種多様な科目を学ぶことで、法務の実践力を鍛えます。
- 地方分権時代の自治体職員として、法を使うセンスを養います。

期日	1日目	【法令基礎】	令和3年 4月27日(火)
	2日目	【法制執務】	令和3年 5月12日(水)～ 5月14日(金)
	3日目		
	4日目	【行政法】	令和3年 6月 7日(月)～ 6月 8日(火)
	5日目		
	6日目	【行政争訟】	令和3年 6月14日(月)～ 6月15日(火)
	7日目		
	8日目	【条例案作成演習】	令和3年 6月22日(火)
	9日目		
	10日目	【政策法務】	令和3年 7月 5日(月)～ 7月 6日(火)
	11日目		
	12日目	【政策法務】	令和3年 7月12日(月)
	13日目		
	14日目	【訴訟実務】	令和3年 8月19日(木)～ 8月20日(金)
	15日目		
	16日目	【条例案作成演習】	令和3年 8月31日(火) 令和3年 9月28日(火)
	17日目	【条例案作成演習】	令和3年 9月 7日(火) 令和3年10月 5日(火)
	18日目	【条例案作成演習】	令和3年 9月14日(火) 令和3年10月26日(火)
	19日目	【条例案作成演習】	令和3年 9月28日(火) 令和3年11月 2日(火)
	20日目	【条例案発表】	令和3年10月 5日(火) 令和3年11月30日(火)
時間	1日目	10時～16時30分 ※集合：9時45分	
	2日目以降	9時30分～16時30分	
会場	茨城県自治研修所 7階 702研修室ほか		講師 学識経験者
対象	一般職員 法務事務リーダーとして意欲のある職員 (所属は問わない)		計画 人員 20人

研修の概要

「自己決定・自己責任」の原則による行政運営が求められている中で、地方自治体職員には、法令解釈能力や条例等を立案する能力がますます必要となります。

当研修では、法令の基礎知識から実務的な法務スキルに至るまで、様々な角度から法と行政について学び、法務事務リーダーとして活躍する職員を養成します。

タイムスケジュール

	9:30	9:45	10:00	12:00	13:00	16:30
1日目		開講 が インテ ー ヴ ョ ウ	法令基礎	休憩		法令基礎
2日目			法制執務	休憩		法制執務
3日目			法制執務	休憩		法制執務
4日目			法制執務	休憩		法制執務
5日目			行政法	休憩		行政法
6日目			行政法	休憩		行政法
7日目			行政争訟	休憩		行政争訟
8日目			行政争訟	休憩		行政争訟
9日目			条例案作成演習	休憩		条例案作成演習
10日目			政策法務	休憩		政策法務
11日目			政策法務	休憩		政策法務
12日目			政策法務	休憩		政策法務
13日目			訴訟実務	休憩		訴訟実務
14日目			訴訟実務	休憩		訴訟実務
15日目			条例案作成演習	休憩		条例案作成演習
16日目			条例案作成演習	休憩		条例案作成演習
17日目			条例案作成演習（前期報告）	休憩		条例案作成演習（前期報告）
18日目			条例案作成演習	休憩		条例案作成演習
19日目			条例案作成演習	休憩		条例案作成演習
20日目			条例案発表	休憩		条例案発表
						閉講

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

受講者の声

- ・ 法務の基礎から訴訟までを学び、自ら作成することで、法的なプロセスを一貫して学ぶことができた。
- ・ 条例作成はもとより、それに至るまでの様々な講義が大変参考になりました。
- ・ 法務部門の担当としてとても有意義な研修となりました。

■茨城県自治研修所 市町村研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階
TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

■交通アクセス

- ・水戸駅南口から徒歩約10分
 - ・研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)から徒歩約10分
- 詳しくは当研修所HPを御覧ください。
<http://www.ibaraki-jichiken.jp>